

徳島県山村振興基本方針

平成27年11月

徳 島 県

目 次

I	地域の概況	1
1	振興山村の概要	1
2	地理・地勢	2
3	気候	2
4	人口	3
5	産業構造	3
6	財政状況	3
II	現状と課題	3
III	振興の基本方針及び振興施策	4
1	振興山村地域に期待される役割	4
2	振興の基本方針	4
3	振興施策	7
(1)	交通施策に関する基本的事項	7
(2)	情報通信施策に関する基本的事項	7
(3)	産業基盤施策に関する基本的事項	7
(4)	経営近代化施策に関する基本的事項	9
(5)	地域資源の活用に関する施策に関する基本的事項	9
(6)	文教施策に関する基本的事項	10
(7)	社会、生活環境施策に関する基本的事項	11
(8)	高齢者福祉施策に関する基本的事項	12
(9)	集落整備施策に関する基本的事項	13
(10)	国土保全施策に関する基本的事項	13
(11)	交流施策に関する基本的事項	13
(12)	森林・農用地等の保全施策に関する基本的事項	14
(13)	担い手施策に関する基本的事項	14
(14)	鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	15
(15)	その他施策	15
IV	他の地域振興等に関する計画、施策等との関連	15

徳島県山村振興基本方針書

都道府県名	徳島県
作成年度	平成27年度

この徳島県山村振興基本方針は、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条の2の規定に基づいて定めるものであり、本県の山村振興対策の大綱を示すとともに、市町村が山村振興計画を定める際の指針になるものである。

I 地域の概況

1 振興山村の概要

本県において、山村振興法に基づき指定された振興山村を含む市町村は、全24市町村のうち11市町村となっている。

本県の振興山村の概要

区分	全 県 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市 町 村 数	24	11	45.8%
面 積	4,146.93km ²	2,337km ²	56.4%
人 口	785,491人	45,343人	5.8%

(注)・市町村数は、平成27年4月1日現在。面積は、平成26年度全国都道府県市区町村別面積調（国土交通省国土地理院）。人口は、平成22年国勢調査。

本県の振興山村指定状況

市 町 村 名	合併前市町村名	指 定 地 域
吉野川市	山川町	旧三山村
	美郷村	旧美郷村全域
阿波市	市場町	旧大俣村
美馬市	脇町	旧江原村
	穴吹町	旧口山村、旧古宮村
	木屋平村	旧木屋平村全域
三好市	池田町	旧三縄村
	山城町	旧山城町全域
	東祖谷山村	旧東祖谷山村全域
	西祖谷山村	旧西祖谷山村全域
上勝町		旧福原村
佐那河内村		佐那河内村全域

市 町 村 名	合併前市町村名	指 定 地 域
神山町		旧阿野村、旧鬼籠野村、 旧下分上山村、旧上分上山村
那賀町	相生町 上那賀町 木沢村 木頭村	旧相生町全域 旧上那賀町全域 旧木沢村全域 旧木頭村全域
美波町	由岐町 日和佐町	旧阿部村 旧赤河内村
海陽町	海南町 海部町 宍喰町	旧川上村 旧川西村 旧宍喰町全域
つるぎ町	一字村	旧一字村全域

2 地理・地勢

本県は、四国の東部にあり、北から瀬戸内海、紀伊水道、太平洋に面しており、面積は、4, 146. 93㎢である。山地が多く、全面積の約8割を占めており、標高1, 000mを超える山も多く存在する。

本県の中央部を東西に走る四国山地は、標高1, 955mで、四国第2の高峰剣山を中心として険しい山々が連なり、県土を南北に二分している。谷川は、深く切れ込み美しい溪谷をつくり、阿南市以南では、直接太平洋に接し、海に削り取られて、リアス式海岸を形成している。北部を占める讃岐山脈は、なだらかで低い山々が並んでおり扇状地が発達している。

吉野川は、高知県に水源を發し、本県に入って大歩危小歩危の溪谷をつくり、三好市から東に転じ、東流するにしたがって広く、くさび形の徳島平野を形成している。

3 気候

本県は、南部は、温暖湿潤な太平洋側気候、北部は、温暖乾燥の瀬戸内式気候に大別され、一部には、剣山系周辺の冷涼湿潤な日本海側気候も含み、気象特性は、非常に複雑となっている。

年平均気温の分布では、県東部の海岸部では約16℃で、県西部の山沿い地方に向かうに従い、次第に低くなる傾向にあり、県内でもっとも寒冷地にあたる剣山系周辺の山麓地方の年平均気温は約12℃で、海岸地方と比べ4℃の差がある。

年間降水量では、剣山系を境に南ほど多く、南部では、日本でも有数の多雨地域となっている。一方、県北部の吉野川流域では、県南部の約2分の1となっており、全国的にみて小雨地域となっている。

4 人口

振興山村地域の人口は、45,343人（平成22年国勢調査）で、本県の総人口785,491人に占める割合は5.8%と少なく人口減少が進んでいる。

一方、振興山村区域の面積は、2,337km²で、本県の総面積4,146.93km²に占める割合は56.4%であり、全国の47.2%を上回っている。

5 産業構造

振興山村地域の就業者総数は、20,579人で、地域内の総人口45,343人に占める割合は、45.4%であり、就業者の産業別内訳では、第1次産業従事者が20.9%、第2次産業従事者が26.1%、第3次産業従事者が50.9%、分類不能が2.1%となっている。

振興山村地域では、大型商店の集積や企業の立地等はほとんどなく、第2次産業従事者及び第3次産業従事者の大半は、隣接する市街地で就労している。

一方、第1次産業では、古くから農業及び林業の生産活動を通して、国土・自然環境や水源のかん養など振興山村地域の多面的な機能の発揮に寄与してきたが、人口減少や高齢化の急速な進行に伴い、集落機能の低下や担い手不足による耕作放棄地・放置林が増加している。

6 財政状況

振興山村市町村は、人口の減少や産業活動の低迷等から自主財源に乏しいため、財政力が弱く、財政力指数（平成23～25年度3か年平均）の平均は0.264で、県平均の0.532に比べ、依然として格差がある。

II 現状と課題

本県では、山村振興法に基づき、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、美波町、海陽町、つるぎ町の11市町村（全域1村、一部10市町：平成27年4月1日現在）が振興山村として公示されている。

山村振興対策は、昭和40年に制定された山村振興法に基づき、本県では、昭和41年から47年まで順次指定を受け、これまで6期にわたり、道路整備や産業の振興、生活環境の整備、医療の確保など、山村地域の振興事業を実施してきた。

これまでの山村振興対策の推進により、交通・通信、農林水産業の生産基盤、生活環境基盤等の整備に一定の成果を上げてきた。

しかし、人口の減少や少子高齢化の進行が、依然として続いており、このままの状況で推移すれば、山村の活力の低下とともに、担い手不足により国土・自然環境の保全等山村が担っている重要な役割の発揮が危惧されるとともに、生産活動や地域社会の維持が困難になる地域が発生すると考えられる。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興山村地域に期待される役割

振興山村地域は、多様な地域生活・文化を有するとともに、大部分を占める山林には木材の供給のほかに、山からの土砂の流出の防止、洪水や濁水の緩和、二酸化炭素の吸収、優れた景観や自然環境の維持など、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、都市住民のやすらぎや新たな生活空間の提供等、多面的な役割を果たしていくことが期待されている。

2 振興の基本方針

振興山村地域の現状や役割を踏まえ、山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を発揮させるため、森林等の保全を図るとともに、産業基盤や生活環境の整備を図るなど、今後も引き続き、山村振興対策を講じる必要がある。

森林の多面的機能の発揮により、下流域の住民生活や自然環境が保持されるためにも、森林の保全等を行える集落が持続・自立することが必要である。

そのためには、交通通信体系や情報通信基盤、文教、医療等の社会・生活基盤の整備を推進するとともに、日本型直接支払制度による農地の保全や、地域観光資源を活かしたグリーン・ツーリズム事業など、都市部との交流や定住の促進を積極的に推進する。

また、振興山村地域の振興にあたっては、地域づくりの取組が重要であるが、NPO法人やボランティア、地域づくり活動の実践者等その取り組む主体は、多様化している。

個性豊かな地域づくりを図るためには、多様な主体が参加しやすい環境づくりを進めるとともに、協働してそれぞれの役割や特徴を生かした活動が行えるよう配慮する必要がある。

本県では、「新未来『創造』とくしま行動計画」を策定し、「可能性の宝庫・徳島」の魅力に、あらゆる分野で更に磨きをかけ、もう一段高い次元へ取組みを進化させるとともに、「課題解決」の処方箋を徳島から全国に発信し、「地方創生」ひいては「日本創生」を実現する「とくしま回帰」の流れを創出することにより、全国に先駆けた「一歩先の未来」を県民とともに歩み、世界に“新しい価値観”を発信する「オンリーワン徳島づくり」に取り組んでいる。

このため、山村振興方針についても、「新未来『創造』とくしま行動計画」の基本目標を踏まえ、振興山村地域の現況に応じた振興方策を進める。

<新未来「創造」とくしま行動計画の基本目標>

基本目標1 地方創生の旗手！「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現

「人口減少の克服」と「東京一極集中の是正」による「地方創生」に向け、本県が誇る「光ブロードバンド環境」で実現した柔軟な「働き方」や充実した「社会福祉施設」、基幹産業である「農林水産業」を最大限活用し、東京はじめ大都市からの「人口移動」を促すとともに、安心して次世代を育むことができる環境、他に先んじた行政手法で全国から注目される「ふるさと回帰・加速とくしま」の実現を目指す。

基本目標2 未来を創る！「経済・好循環とくしま」の実現

徳島の強み「2つの光」を最大限に活かした「経済成長戦略」の展開、新産業創出の礎となる「科学技術」の振興を図るとともに、国内外の産地間競争を勝ち抜く「もうかる農林水産業」づくり、農工商連携による「6次産業化」を進め、徳島に集う「ひと」が、新たな「しごと」を生み、新たな「まち」を創り出す「経済・好循環とくしま」の実現を目指す。

基本目標3 未来を守る！「安全安心・強靱とくしま」の実現

南海トラフ巨大地震や豪雨災害など、これらの複合災害から県民の生命・財産を守る「防災・減災対策」とともに、平時・災害時のつなぎ目のないシームレスな「災害医療」の取組みを加速し、全国のモデルとなる「安全安心なくらし」を日々実感しながら生活できる、強く、しなやかな「まち」を創り出す「安全安心・強靱とくしま」の実現を目指す。

基本目標4 未来へつなぐ！「環境首都・新次元とくしま」の実現

未来を先取りしたエネルギーである「自然エネルギー」と「水素」。徳島の潜在的能力を最大限に発揮し、エネルギーの地産地消やエコな社会づくりに活かすとともに、豊かな森林の次世代への継承をはじめ、人と自然が調和し、将来にわたり「持続可能な環境」を徳島の地に創り出す「環境首都・新次元とくしま」の実現を目指す。

基本目標5 未来を支える！「みんなが元気・輝きとくしま」の実現

年齢や性別、障がいの有無に関係なく、誰もが互いに尊重しながら、「社会の担い手」として誇りを持ち、地域に貢献する喜びを感じつつ活躍するとともに、住み慣れた地域で、いきいきと「健康的な生活」を送ることができる環境づくりを推進することにより、地域に笑顔あふれる「みんなが元気・輝きとくしま」の実現を目指す。

基本目標6 世界に羽ばたく！「まなび・成長とくしま」の実現

優れた「国際感覚」を持つ人材や、本県の強みを活かした「成長分野」で力を発揮する人材の育成とともに、「人口減少社会」に対応した学校、地域活力の源「文化・スポーツ」、個性に応じた「特別支援学校」など、「徳島ならではの」教育環境を充実させ、徳島・日本の将来を担う若者を育む「まなび・成長とくしま」の実現を目指す。

基本目標7 世界を魅了！「大胆素敵・躍動とくしま」の実現

国内外からの観光誘客を一段と加速するとともに、文化やスポーツ、最先端のクリエイティブ産業など徳島の魅力を最大限に活用した情報発信を戦略的に進めることにより2020年「東京オリンピック・パラリンピック」開催に向け、世界から日本に集まる注目を徳島に引き寄せる「大胆素敵・躍動とくしま」の実現を目指す。

3 振興施策

(1) 交通施策に関する基本的事項

振興山村地域における暮らしを持続可能なものとするため、基幹集落を中心とした複数の集落間の連携や、より広い範囲での連携により、人・モノ・情報の広域的交流を促進する必要があることから、県内の幹線道路ネットワークをはじめ、基幹集落と周辺の地方都市や、他の集落を結ぶ道路整備を促進する。

また、四国4県を結ぶ高速交通ネットワーク「四国8の字ネットワーク」は、本州四国連絡高速道路とともに、全国の高速交通ネットワークを形成することにより、産業・観光の振興や雇用の拡大などに資する「活力の道」となることに加え、救急搬送や災害輸送などの重要な役割を担う「命の道」であるため、その整備の促進を図る。

さらに、既存道路についても、安全で強靱な県土づくりに向け、戦略的な維持管理・更新等により長寿命化を図るほか、交通安全施設の整備を進め、交通の安全と円滑化を図る

現在、鉄道、路線バス、市町村等が運営しているコミュニティバスやデマンド交通等の公共輸送機関により住民の足が確保されているが、地域住民の利便性確保を交通事業者に要請するとともに、関係機関等と連携して地域の実情に応じた交通の確保を図る。

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

高度情報化は、地域住民の生活や文化の向上、産業振興等に大きな影響を与えるものであるため、全県CATV網構想により整備した、高速ブロードバンド環境の積極的な利活用や携帯電話の利用可能地域の拡大など情報通信基盤の整備に努めるとともに、行政情報化、情報リテラシーの向上等、振興山村地域の情報化を推進する。

さらに、災害時の集落の孤立防止対策として、集落と行政機関との通信を確保するための衛星携帯電話等の整備を図る。

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

農林水産業の振興など、本県産業の振興を図り、雇用機会の確保、所得水準の向上等を図っていくことは、振興山村地域の自立促進を図るために最も重要な施策であることから、地域における開発の可能性、自然及び生活環境の保全を考慮しながら、地域の特性を活かした産業を振興するとともに、複合的経営を進め、住民所得の向上と就業機会の確保を図る。

特に、豊富な農林水産資源等を活用し、地域の主体性と創意工夫を軸として、農林水産業の振興と農山漁村の活性化に取り組む。

また、地域資源を活用し、地場産業の振興を図るとともに、振興山村地域の特性を活かした起業を支援する。

さらに、農道及び林道のうち、県営に係るものについては、従来どおり、県が整備を行う。また、森林基幹道、森林管理道のうち、特に基幹的と認められるものについては、県が代行して整備する。

ア 農林水産業の振興

(ア) 農業

振興山村地域が持つ、自然条件・立地条件を活かした特色ある農業を振興するとともに、農業が持つ国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能が適切かつ十分に発揮されるよう、ほ場整備、農道の整備、草地の造成、牧野の改良、かんがい施設等の生産基盤の整備を図る。

また、耕作放棄地の増加などによる農地の荒廃を防ぐため、農地中間管理事業等の積極的活用による農地等の流動化を促進し、経営規模の拡大や農作業の受託組織育成対策を推進するとともに、耕作条件の不利地域において、農業生産を維持しながら農地の多面的機能の確保を図るため、中山間地域等への直接支払を市町村との密接な連携のもと実施する。

(イ) 林業

振興山村地域において林業の振興を図り、持続可能な森林経営を促進するため、林道と作業道等を組み合わせた複合路網を整備するとともに、高性能林業機械の導入や作業ポイントの整備など、効率的で効果的な生産基盤を充実させ、木材の生産コストの低減と生産性の向上に努めるとともに、林業就労条件の改善を図る。

また、森林の6割を超えるスギ・ヒノキ等の人工林の過半が木材として利用可能な時期を迎えている。

このため、従来の高性能林業機械と路網による搬出間伐に加え、主伐を中心とした更なる県産材の増産を目指すほか、加工・流通施設の整備や新たな木材需要を創造する新商品開発、木育活動、県外はもとより海外への販路拡大を進めるなど、生産から消費まで一体的に進める「新次元林業プロジェクト」を推進する。

また、日本一の生産量を誇る「生しいたけ」などの特用林産物についても、振興山村地域における貴重な収入源となっているため、生産技術の指導や栽培施設の整備を推進する。

イ 地場産業の振興

豊富な農林水産資源を活用した地場産業を振興するため、農林水産業と商工業等の連携や6次産業化による、技術開発・新商品開発、販路開拓等を支援することにより、新たな雇用の創出や所得の向上を図る。

また、「とくしま農林水産物等海外輸出戦略」に基づき、農林水産物やその加工品の輸出に取り組む産地や事業者の海外での販路開拓、プロモーション活動等を支援することにより、新たな販路の創出や所得の向上を図る。

高速交通ネットワーク整備等、交通体系の変化、情報化・国際化の進展などの経済環境の変化に対応できる地場産業を育成するため、組合等が実施する販路開拓、新商品開発、人材育成等の事業を支援する。

特に、本県地場産業の主要業種である木工業、機械金属工業については、技術力の向上、新商品開発等について指導するとともに、業界の体質強化を図る。

ウ 起業・新規事業活動等の促進

起業・新規事業活動等の促進については、研究開発、製品開発、事業化・市場化、販路拡大の各段階に対応する、総合的な支援体制により、起業家支援等のための融資、各種セミナー、研修、産学官による共同研究、起業家等の育成、インキュベーション施設の提供、販路拡大のためのマッチングフェアの開催などの支援事業を展開する。

また、特に、高齢化が進む振興山村地域においては、高齢化社会に対応した健康・医療・福祉関連産業や山村地域という地理的なハンディが少ない情報通信関連産業などの新事業の創出を促進し、産業の内発的な成長発展を図る。

このため、県、商工団体による情報提供や経営支援と併せ、ふるさと融資や中小企業向けの融資制度の活用などにより、NPO法人をはじめとする各種団体、学生、UIJターン者等との新たな取組みも図りつつ、振興山村地域内の起業を側面から支援する。

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

振興山村地域の農林業経営の近代化にあたっては、生産・生活の場としてはもとより、国土や自然環境の保全上からも重要な地域であることを前提とし、必要不可欠な地域農産物の加工・販売施設、木材加工施設等の整備の支援を行う。

(5) 地域資源の活用に関する施策に関する基本的事項

地域資源を活用し、地場産業を振興するために、付加価値の高い商品開発、加工技術の向上等を積極的に推進するとともに、組合等が実施する人材育成、販路開拓等の事業を支援する。

また、未利用木材資源を有効活用し、山村の活性化と環境に優しい地域づくりを図るため、木製品への原材料としての利用をはじめ、枝葉や端材などの未利用材を熱源やエネルギー源として利用するための加工・利用施設の整備を推進する。

さらには、交流人口の増大による地域活性化を図るため、「徳島県観光振興基本計画（第2期）」に基づき、地域の特性を活かした着地型旅行商品の造成促進や、県産品の普及啓発・販路拡大など、魅力あふれる観光地づくりを推進する。

(6) 文教施策に関する基本的事項

ア 教育の振興

「とくしまの教育力を結集し、未来を創造する、たくましい人づくり」を基本目標に、学校・家庭・地域が一体となって、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進するとともに、子どもたちが安全・安心に学ぶことができる教育環境の実現や、社会の変化に対応した魅力ある学校づくりを推進する。

また、生涯学習に関する情報提供や多様な学習機会の充実を図るとともに、地域に密着した社会教育の推進と生涯学習の振興に努める。

イ 公立小中学校の総合整備等教育施設等の整備

振興山村地域では、人口減少、少子化により小中学校は小規模校が多い。

これらの小中学校については、住民の意向を踏まえて適正配置を図るとともに、複式学級の解消及び教職員定数の充実を図る。

安全・安心な学校づくりを実現するため、小中学校における危険校舎等の改築や耐震性能を有しない校舎等の耐震補強を積極的に実施するなど、施設・設備の整備を推進するとともに、スクールガードによる巡回活動等の学校安全体制の整備、防犯体制・教育の充実など、ソフト面においても学校の安全・安心の確保に努める。

また、小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保障するため、地理的に分散した小中学校が人的・物的に連携する「チェーンスクール」、学校・保育所・社会教育施設などを「核」に、地域一体で教育に取り組む「パッケージスクール」という新たな小中一貫教育を普及させる。

さらに、遠距離通学の生徒の負担軽減を図り、学習活動に専念できるよう、学びの環境の充実を図る。

ウ 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

地域の活性化のためには、集会施設をはじめ、公民館、図書館等、社会教育施設の機能の充実を図ることが重要である。特に、振興山村地域においては公民館などが地域活動の中心的役割を担っていることを踏まえ、こうした施設の機能充実を図り、地域活動を支援するとともに、生涯学習情報システムの一層の充実を図り、学習のための情報を収集・提供を行い、住民の学習相談に活用する。

また、スポーツを通じて、健康・体力づくりと住民意識の一層の高揚が図られるよう、地域の実態に即した体育施設の充実や利用促進のための広報活動を強化する。

こうした情報提供機能の充実を図ることにより、地域間交流の促進を図り、振興山村地域における社会教育、生涯学習の振興と地域コミュニティ活動の活性化を促進する。

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

ア 医療の確保

過疎化、高齢化がますます進行している一方、へき地勤務医の確保が困難な状況にあるなど、本県におけるへき地を取り巻く環境は非常に厳しいものとなっている。

また、診療所があっても、特定診療科（小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等）については、十分な診療が受けられないなど、へき地と都市部との格差は広がりがつつある。

そのため、今後とも地域特性を考慮した医療機関の整備や保健医療従事者の確保など、へき地医療提供体制の整備充実を更に進める。

また、これからのへき地医療対策は、医療の量的確保はもとより、健康増進や疾病予防等を包含した総合的な保健医療的対策として、へき地医療支援の拠点となる病院とへき地診療所との連携によるへき地保健医療従事者等の質的向上を図る。

イ 無医地区等対策

(ア) へき地医療拠点病院の充実

へき地医療拠点病院の医療機能を充実・強化し、へき地医療の質の向上を図る。

(イ) 医療体制の整備

a へき地診療所への代診医派遣や診療支援など、へき地医療を総合調整する「地域医療支援機構」の充実・強化を図る。

b 医療審議会医療対策部会において、大学病院、医師会等との連携を強化し、へき地勤務医等の確保と定着を図る。

(ウ) へき地保健活動の充実

無医地区住民の健康増進を図るため、健康教育をはじめ、健康相談、健康診断、家庭訪問などの保健活動を充実する。

(エ) 情報通信技術の活用

診療所とへき地医療拠点病院群との間で、ICTを活用した画像データや検査結果等の情報交換を行うなど診療支援体制の充実・強化を図る。

(オ) 救急医療の充実

へき地を含め遠隔地などにおける重症・重篤な救急患者の救命率向上や後遺症を軽減させるため、ドクターヘリ等の活用とともに、周辺地域における救急医療機関との連携強化を促進するなど、救急医療の充実を図る。

ウ 特定診療科に係る医療確保対策

慢性疾患による長期療養、小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等、地域の医療ニーズに応じた医療の確保を図る。

エ 地域における健康づくり活動と母子保健サービス

糖尿病死亡率が全国よりも高い状況が続く中、振興山村地域においても、生活習慣病の予防や社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、健康寿命の延伸を実現できることが重要である。

そのため、市町村と連携しながら、健診・保健指導の充実や生活習慣改善を重視した取組みを行うとともに、地域の健康づくり活動をするボランティア団体(食生活改善推進員)を指導育成し、活動を支援することにより、健康づくりを地域から支援する体制整備を推進する。

また、安全・安心な出産と乳幼児等の疾病の早期発見・早期治療のため、妊婦健診への支援や子どもの医療費助成など、母子保健サービスの充実を図るとともに、不妊に悩む夫婦に対しては、特定不妊治療費を助成し、経済的負担を軽減するなど支援を行う。

オ 生活環境整備

振興山村地域における生活環境については、生活様式の変化に伴い、生活排水の増大による水質の汚濁等の問題や廃棄物の排出量が増大する傾向を踏まえ、住みよい環境づくりを目標として、良質な飲料水確保のための水道設備の普及率向上、廃棄物やし尿の衛生的な処理施設の設置並びに公共下水道、集落排水施設、コミュニティプラント及び浄化槽等污水处理施設の計画的・効率的な整備を広域的見地から実施し、均衡ある生活環境の改善を図る。

(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

平均寿命の伸びや少子化の進行に加え、若年層を中心とした人口流出や高齢化が急速に進行している振興山村地域においては、高齢者の保健及び福祉の充実が重要な課題となっている。

平成12年4月の介護保険法施行以来、随時、制度改正は行われてきたが、振興山村地域においては、介護サービスの提供体制の確保をはじめとする多くの課題を抱えている。

このため、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築が急務となっている。

また、「高齢者＝支えられる側」という従来の発想からの転換を図り、地域社会を支える「新たな担い手」として、就労はもとより本格的な社会貢献活動を促進する必要がある。

このようなことから、徳島県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画、いわゆる「とくしま高齢者いきいきプラン」に基づき、市町村における介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図る。

市町村にあつては、市町村介護保険事業計画及び市町村高齢者保健福祉計画に基づき、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るものとする。

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

道路整備の向上及び自家用車の普及により、日常生活圏域の広域化及び地域生産活動の多様化・活性化が促進されているものの、基幹集落との結びつきが困難な小規模集落が周辺に散在しているのが地域の現状である。

こうした振興山村地域の集落機能の維持向上を図るため、交通通信施設の整備や生活環境整備を一層促進することを基本としつつ、集落機能の維持が困難な小規模集落については、関係住民の意向を尊重しつつ、地域の実情に応じた集落再編整備や集落間の連携を促進する。

集落の再編整備については、散在小規模集落から基幹集落への適切な誘導を目標実施することとし、関係住民との対話を通じて移転用地及び住宅の確保並びに移転に伴う就業指導を行う。

また、若者の定住やU I J ターンの受入を可能にする空き家の改修や定住促進団地を整備するための国の交付金等の活用により、魅力ある住宅や住環境の整備の促進を図る。

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

治山対策は、山地災害の未然防止や保安林の機能の維持・強化及び地すべり指定地域の保全を図るため、保安林の適正な管理と森林の保全施策を計画的に推進する。

また、治水砂防対策は、治山事業と連携を図りながら、急傾斜地が多く、脆弱な地質構造を持つ山村地域において、地すべりや山腹崩壊等の土砂災害等から人命や財産を守るため、重点的かつ計画的に実施する。

(11) 交流施策に関する基本的事項

交流人口の増大による地域活性化を図るため、豊かな自然や個性ある伝統芸能・伝統技術などの地域資源を生かした体験型観光の推進等による観光関連産業の振興及び都市と農山村との交流を深める。

県下の振興山村地域には、室戸阿南海岸国定公園及び剣山国定公園等、海・山・川などの心癒される豊かな自然や、そうした自然に育まれた豊富で新鮮な食材、伝統文化など魅力あふれる観光資源に恵まれている。

こうした自然を活用し、自然と親しむことを目的とした本物志向の体験型観光の推進や外国人の誘客拡大、自然環境に調和した観光地づくりを推進するとともに、多様な歴史・文化等振興山村地域の地域性豊かな観光資源を最大限に活かし、価値観の多様化・個性化等の変化も視野に入れながら、都市型観光とはひと味違う魅力ある観光地づくりを推進する。

振興山村地域は、21世紀の新たな生活空間としての役割を果たすことが求められている。豊かで広い自然環境の中で、真にゆとりのある多様な生活を楽しみたいという国民の希求はますます高まっており、それを実現する場としての振興山村地域への期待は大きい。

このため、振興山村地域と近隣都市との地域間交流の連携強化は、一つには、振興山村地域住民が都市的機能を享受するという観点から、振興山村地域の住民のために必要であり、さらには、近隣都市住民が振興山村地域の自然・文化等の資源を享受するという観点からも必要である。

(12) 森林・農用地等の保全施策に関する基本的事項

ア 森林の保全

森林は、木材の生産機能のほか、水資源のかん養、災害の防止、生物多様性の保全、二酸化炭素の固定、保健休養の場の提供など様々な公益的機能を有している。

そこで、森林の多様な機能を効果的、効率的に発揮させるため、市町村森林整備計画において、水源かん養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健文化、木材生産の各機能別の区域を設定するとともに、徳島県豊かな森林を守る条例に基づき、水資源及び県土の保全機能の維持増進を図るための森林管理重点地域を指定するなどにより、目的が明らかでない森林取引の監視や適正な森林の管理及び利用の確保に努める。

また、条例に基づく第1種森林管理重点地域を県版保安林として運用し、開発や大規模伐採を制限することで、特に重要な森林の保全管理を推進する。

イ 農地の保全

振興山村地域の農用地は、農業生産の場としてだけでなく、国土の保全や水源のかん養など、多面的機能が発揮されるよう、地域の実情に応じた保全・整備を行う。

現況の農地・農業用施設については、自然災害の未然防止や機能回復等を計画的に実施するとともに、日本型直接支払制度などを活用した地域の共同活動に係る取組みを支援することにより、今後も適切な保全に努める。

(13) 担い手施策に関する基本的事項

農業分野においては、地域農業の持続的な発達を図っていくため、認定農業者をはじめとする効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する必要がある。

そこで、各地域の合意のもと作成される人・農地プランの内容を踏まえ、農地中間管理機構等を活用し、認定農業者や農業法人への農地の利用集積を促進するとともに、資本装備の充実や経営の多角化などの取組みを支援する。

また、新規就農希望者や地域を支える女性農業者などが地域農業の担い手として活躍できるよう、幅広い情報提供や研修会の開催、交流促進を図る。

林業においては、森林の適正管理や木材生産を担う林業就業者を確保するため、新次元林業プロジェクトを展開し、U I J ターン者をはじめとする新規林業就業者や他産業からの参入を促すほか、林業労働力確保支援センターによる林業への円滑な就労の促進や、現場で即戦力となる人材を育成するための「とくしま林業アカデミー」を開講するなど、幅広く担い手の確保を図る取組みを推進するとともに、主伐に必要な架線技術の修得をはじめとした就業者の技術力の向上に努める。

また、労働環境の改善と経営感覚に優れた人材の育成を図るため、労働災害の軽減や林業事業体の体質強化、高度な知識と技術を有する経営者等の育成を推進する。

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

野生鳥獣による被害は、農林水産物はもとより、自然環境や住民生活を脅かす問題となっている。農作物被害額は、近年僅かずつではあるが、減少傾向で推移しているが、依然として1億円を超える水準が続いている。獣種別では、イノシシ、シカ、サルによる被害が大部分である。

そこで、野生鳥獣を地域に侵入させない防止柵などの防護対策、野生鳥獣の適正管理とその捕獲対策、狩猟者や被害対策のリーダーや担い手などの育成対策、捕獲した鳥獣の地域資源としての有効活用対策を推進する。

(15) その他施策

大学の「地域連携フィールドワーク講座」開講を支援し、地域の課題解決と地方創生を担う人材育成を図るとともに、「大学等サテライトオフィス開設支援制度」を活用し、県内外の大学サテライトオフィスの誘致により、地域に密着した教育・研究活動や公開講座開設等の地域貢献活動を促進する。

IV 他の地域振興等に関する計画、施策等との関連

上記振興施策の実施にあたっては、県政運営の指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」、「徳島県過疎地域自立促進方針」、「徳島県農林水産業・農山漁村振興行動計画」、「徳島県観光振興基本計画」などとの整合性を図りながら計画的かつ着実に施策を展開することとする。